



## 《会計・税務の知識》 雇用保険加入のQ & A

雇用保険は、失業時や定年後の再雇用時の給付、教育訓練など、労働者の生活を守ろうとする制度です。平成23年税制改正大綱によると、公共職業安定所に雇用促進計画の届出を行ったものが、雇用保険の被保険者が一定程度増加した場合等（新たに従業員を雇用）には、一定の金額を税額から控除する「雇用促進税制」の施行が予定されています。今回は、雇用促進税制の要件の判断でも重要な雇用保険について、紹介します。

### 1. どんな事業所が加入しなければならないの？

雇用保険の適用事業所は、特に定めがある訳では無く、労働者個人が基準を満たしていれば、雇用主はその労働者を加入させなければならない事になっています。

### 2. どんな労働者に加入させなければならないの？

該当する労働者は、正社員・アルバイト・パート・臨時職員の名称に関係なく、

① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

② 31日以上雇用見込みがあること。

31日以上雇用が継続しない事が明確でなければ、該当する事になります。例えば、雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示が無い様な場合も該当します。更新規定が無くても、同様の雇用契約により31日以上雇用した実績がある場合は該当します。

③ 派遣労働を行っている場合は、日雇労働被保険者となる場合があります。

加入すべきかどうかの判定が曖昧である場合は、お近くのハローワークで相談する事が出来ます。

### 3. 加入しなくても良いですか？

上記の要件に該当する場合には、法的には雇用保険に加入しなければなりません。事業主の義務ですので、加入を怠っていた事が分れば、保険料を遡って徴収される他、追徴金も課される事があります。また、未加入従業員が怪我等した場合には、医療費の一部または全額を事業主が負担しなければならない事もあります。

### 4. 現在加入していません。加入出来ますか？

現在未加入である場合、遡って加入が必要になります。但し、最長で2年間遡って加入する事になります。また、実際に労働者は、労働保険料を給与天引きされていれば、2年を超えて遡る事が出来ます。事業主が加入手続きを忘れていた場合の対処策となっています。

### 5. 雇用保険はどうやって加入すれば良いの？

雇用保険の加入手続きは単純です。但し、労災保険と一元適用事業である場合が多いので、同時に労働者災害補償保険への加入も必要になります。以下に手続きを簡略しますと、

① 労働保険の『保険関係成立届』を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に提出します。

② 事業所を所轄するハローワークに『事業所設置届』と『雇用保険被保険者資格取得届』を提出します。

③ 概算保険料を申告・納付します。

### 6. 加入は出来ました。その後、どうすればいいの？

加入が完了したら、毎月の給料から保険料を天引します。事業内容によって保険料率等が違うので、加入手続きの際に諸官庁に確認すると良いでしょう。また、毎年6月の『年度更新』では、既に納付した概算保険料に対する精算と、新年度の概算保険料の計算をして保険料を支払います。

### 7. その他、気を付けた方がよい事はありますか？

保険料の計算の際には、計算の基礎となる賃金額に通勤手当も含めて計算します。所得税等の計算の基礎となる賃金額の定義とは若干異なります。

### 8. 終わりに

雇用保険は、原則として経営者は加入出来ませんが、労働者にとっては大きな問題です。雇用促進税制とリンクすることにより、適正な雇用保険の加入も促進されることと考えます。

出典『厚生労働省 HP 内より』

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm) (担当：池田)